

生活保護は最後の“いのちの綱”

政府は来年度予算から生活保護基準を引き下げようとしています。保護利用世帯の96%が引き下げになり、夫婦子ども1人で-1.6万円(-9.3%)、夫婦子ども2人では-2万円(-9.0%)、20~40歳単身者では-7千円(-8.2%)もの引き下げです。

改悪の影響は①第1次被害~生活保護利用者の生活悪化、②第2次被害~生活保護のボーダー層を保護から排除、③第3次被害~他の貧困対策も基準引き下げ、など大きなものです。改悪に反対する運動を強化しましょう。



「生活保護について」学習 勤医協 歯科

3/15勤医協歯科本部は、道生連細川副会長を講師に「生活保護について」の学習会を開催し、職員27人が参加しました。

細川さんは行政窓口での生活保護相談シーンや、申請をさせてもらえなかった事例などを紹介し、「生活保護を誰でも受けられる制度にすべきである」こと、生活保護へのバッシングと改悪の内容などについて話しました。

参加者からは、「子どもが専門学校へ行くと保護から抜けなくてはいけないのか」「自立支援とはどんなことなのか」「医療扶助を単独で受けられる制度にできないのか」などの質問が出され、細川さんが丁寧に答えました。また、患者さんが生活保護を受けたいと言ったら息子に反対されたという話を聞いて、生活保護バッシングを実感した、との感想も出されていました。

参加者からは、「子どもが専門学校へ行くと保護から抜けなくてはいけないのか」「自立支援とはどんなことなのか」「医療扶助を単独で受けられる制度にできないのか」などの質問が出され、細川さんが丁寧に答えました。また、患者さんが生活保護を受けたいと言ったら息子に反対されたという話を聞いて、生活保護バッシングを実感した、との感想も出されていました。

白石区 憲法改定を阻む国民的運動を

3/24白石区社保協・白石区革新懇の共催で児玉健次社保協代表委員を講師に憲法講演会が開かれ、白石区内を中心に各団体などから77人が参加しました。

児玉さんは安倍政権ができて改悪の危険な動きが強まっていること、憲法25条と生活保護改悪の動き、朝日訴訟の意義などについて詳しく説明。参加者からは「白石議員事務所への生活相談では、生活保護バッシングの影響で生活保護を受けられないと思っている人が多い」などの例が紹介されました。



新婦人札幌協議会 就学援助の集団申請



3/14新婦人主催の就学援助集団申請会が開かれ、新小学1年生が10人、2年生が1人、中学2年生が1人で計12人の保護者が参加しました。

東支部では、2月の初めに区内小学校20校の「1日入学」の会場前で案内チラシを約1400枚まいたこともあり、事前に支部に問い合わせが7件あり、当日、チラシを持って申請会場に来た方も4人いました。

申請に来た人では◆今年になっても夫に仕事がなく、現在探している。自分のパートの収入のみ。◆母子家庭で、仕事を2つ掛け持ちして働いている、◆児童扶養手当をもらっている方2人が東支部のチラシを持って、「こういう制度があること自体知らなかった」と申請に来た例もありました。

申請に来た皆さんが共通して言ったのは「4月中に申請が通っても、振り込まれるのは6月以降にしか『入学準備金』を含めて支給されないので大変」ということでした。中学2年生の子を持つ方は、「中学1年の時に制服などの準備が大変だった」と言っていました。

西区社保協

総会で生活保護問題の学習

3/19西区社保協の総会が開催され、加入団体から27人が参加。総会の学習会として、渡辺達生弁護士が日弁連の生活保護リーフレットを使い、「憲法に照らして、生活保護問題を考える」の講演を行いました。

総会では新婦人が原発ゼロの宣伝の取り組み、年金者組合の年金支給日宣伝、勤医協西区病院の医療相談、守る会からは生活保護バッシングに対抗する運動、田中代表からは障害者福祉と総合支援法について、楠代表からはホームレス支援の取り組みなどの発言がありました。

体制は横山博子会長（勤医協社員支部）、菅原よし子事務局長（守る会）など22人の役員を選出しました。



西区へ福祉灯油・除排雪の充実・相談窓口の設置を要請

西区社保協は2月に区に対し「①福祉灯油の実施、②福祉除雪の充実強化、③生活相談窓口の設置」を要請していました。3/14に回答とそれに基づく話し合いが行われました。①福祉灯油は難しい、②福祉除雪はアンケート調査を実施しながら進める、などの回答でしたが、③生活相談窓口については本庁の保健福祉局総務部からの回答で、2013年度から各区の保健福祉部へ「保健福祉の相談窓口」を開設し相談体制を強化していく、との回答がありました。

北区社保協など

地域要求、生活保護・国保・介護などで話し合い



3/15北区社保協、北区・拓北・あいの里住みよくなる会等の要望への回答と懇談会が行われました。区側から吉澤区長など14人、社保協などから26人が参加しました。

12月に提出していた要望への回答では施設改修や公園・道路の整備などでは前進が見られましたが、制度に関わる点では前進がありませんでした。

<社保協などの要望の主な点と回答>

●敬老パスの「見直し」～利用者が増加しているので慎重に検討したい。JRへ対象を広げるのは難しい。●福祉灯油～灯油の動向をチェックしており、見

守っていく。●「買物難民」問題については参加者から、地域で買い物できる所が少ない、店があってもそこまで行けない高齢者が増えている、市全体の問題として考えてほしい、などの要望が出されました。

●生活保護では就労指導の強要、ケースワーカーのひどい言動など事例を示し改善を要望～市側も一応改善の回答。●国保の滞納処分のあり方についての改善要望について～葬儀のための貯蓄、営業の運転資金というだけでは差押え対象除外にならない、生命保険の解約も納付意思と完納が見込める場合は行わない、●保険料徴収員が高圧的で態度がひどい～苦情が多いので研修を強化したい。

●特定健診の付加健診料引き下げ、胸部レントゲン撮影の追加～いずれもできないという回答。参加者からは健診を増やそうとする姿勢が見えない、集団住民健診で胸部レントゲンができることは良いが、健診を幅広く実施し早期発見という点では、一般医療機関での特定健診にレントゲンを加える方が良いのではないかと意見が出され、介護保険の改善意見なども含めて本庁に伝えると回答しました。

介護の実態把握を行い、改善を

東区社保協

3/14、東区社保協は2/5の区交渉の際、時間が取れなかった介護分野について再度交渉を行いました。

「介護に笑顔を!道連絡会」で実施したアンケート結果を手渡し、ヘルパーの生活支援では買い物・掃除・洗濯などでサービスの制限が起きており、特に買い物については今年の例年でない豪雪で、一層時間がかかっていること、雪国特有の困難については現地自治体から国へしっかり伝えてもらいたいと要請しました。対応した介護保険課長は、ヘルパーが利用者宅の除雪を禁じられていることも知らないようでした。

また実態調査については、一昨年の介護保険制度見直しの際に、郵送のアンケート調査しか行われず、高齢独居、認知症などのある一番困難な人たちの声は反映されない事になるので、抽出調査を行うにしても訪問調査を行うかケアマネ連協に協力を依頼するなど、より実態が分かるものに工夫と改善を要請しました。

地域密着型サービスの「複合型サービス」では、そもそも区分支給限度額を超過し、自己負担が発生するケースが頻発しているので実態の調査を要請しました。